

小型充電式電池・小型家電の分別に協力してください

小型充電式電池は、破損・変形により発火する危険性があり、ごみ収集車や清掃施設の火災事故の原因になっています。火災で施設の運転が停止すると、ごみの処理ができず大きな影響が出ます。

小型充電式電池は、町内の資源回収場所に出すことで火災事故の防止につながるため、分別に協力してください。

問い合わせ 資源循環課(☎27-2732)、清掃リサイクルセンター21(☎32-3166)



▲小型充電式電池の発火事故の映像や電池の出し方を紹介

資源回収場に出せる電池

- 乾電池、コイン電池、リチウム一次電池
- リチウムイオン電池
- ニカド電池
- ニッケル水素電池
- モバイルバッテリー
- バッテリーパック
- 電動自転車のバッテリー
- ボタン電池



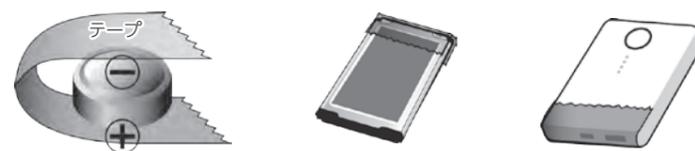
資源回収場に出せない電池

- 液漏れの激しい電池
- 解体した電池
- 水にぬれた電池
- Pbの記号がある鉛蓄電池

小型充電式電池の出し方

伊勢崎・東地区は「資源」の日、赤堀・境地区は「その他」の日に資源回収場所の「電池類」のコンテナに出してください。小型充電式電池の出し方は次のとおりです。

- ①小型充電式電池、モバイルバッテリー、ボタン電池は端子部分(+極・-極)にテープを貼り、絶縁処理をする



- ②絶縁処理をした後、「電池類」のコンテナに出す
※乾電池などと同じコンテナです



電池類が取り外しできない小型家電の出し方

小型家電を処分するときは電池を外しましょう。電池が内蔵されているなどの理由で簡単に取り外しできない小型家電は、一部の公共施設に設置している「小型家電専用回収ボックス」に出してください。設置場所や利用可能日時は下記のとおりです。

【設置場所・利用可能日時】

- 市役所、各支所、公民館(北・三郷・赤堀・あずま・境采女・境剛志・境東)、清掃リサイクルセンター21=月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始は除きます
- 市民サービスセンター宮子=開館日の午前10時～午後7時
- 伊勢崎駅前インフォメーションセンター=開館日の午前9時～午後5時
- 緋の郷(市民交流館)=開館日の午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日は午前9時から



▲小型家電専用回収ボックス

電池を内蔵した小型家電の例

- 電子タバコ
- 電動歯ブラシ
- 電気シェーバー
- ゲーム機
- ハンディクリーナー
- コードレス掃除機
- タブレット
- ワイヤレスイヤホン
- 音楽プレーヤー
- 携帯用扇風機
- 充電式懐中電灯
- 電子辞書 など



※上記の小型家電は一例です

運送事業者等支援金

燃料価格の高騰が道路運送事業者に及ぼす影響を緩和するため、支援金を交付します。**対象事業者** 本市に事業所などがある次の事業を営む中小企業者

- 貨物自動車運送事業
- 旅客自動車運送事業
- 自動車運送代行業

対象車両 本市を本拠地として自動車検査証の登録を受け、事業用に使用している車両
※被けん引車、特殊車両などは除く
給付額 車両1台につき次のとおり給付します

- 普通自動車 3万円
- 小型自動車 2万円
- 軽自動車 1万円

申し込み 申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて郵送で商工労働課へ
※対象事業者には申請書を郵送しています

宛先 〒372-18501 (住所不要) 市役所商工労働課
締切日 2月29日(木)(必着)
問い合わせ 商工労働課(☎272754)

パブリックコメント手続を行います

次の四つの計画案などについて、パブリックコメント手続を行います。皆さんの意見を聞かせてください。
※計画案の内容や所定の様式などは、市ホームページを確認してください

第9期伊勢崎市高齢者保健福祉計画第7章(案)

地域包括ケアシステムの推進などを図るための計画です。
期間 1月24日(水)から2月2日(金)まで(必着)
宛先 〒372-18501 (住所不要) 市役所高齢政策課、☎251400、f:kour ei@city.isesaki.lg.jp
問い合わせ(担当課) 高齢政策課(☎272752)

第3次伊勢崎市総合計画の長期ビジョン(基本構想)(案)および第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂案)

第3次伊勢崎市総合計画の長期ビジョン(基本構想)
まちづくりの基本方針となる総合計画の長期ビジョン(基

本構想を策定します。
【第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略】
将来にわたり活力ある伊勢崎市を維持するため、第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂します。
* *
いずれも

期間 1月18日(木)から2月16日(金)まで(必着)
宛先 〒372-18501 (住所不要) 市役所企画調整課、☎239800、f:kikaku@city.isesaki.lg.jp
問い合わせ(担当課) 企画調整課(☎272707)

第7期伊勢崎市障害福祉計画・第3期伊勢崎市障害児福祉計画(案)

障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業などの提供体制を確保し、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
期間 2月29日(木)まで(必着)
宛先 〒372-18501 (住所不要) 市役所障害福祉課、☎261808、f:sho

gai@city.isesaki.lg.jp
問い合わせ(担当課) 障害福祉課(☎272753)

意見の提出方法

所定の様式に住所・氏名・意見とその理由を記入の上、直接または郵送・ファクス・メールで各担当課、または専用ホームページから提出してください。
※資料と所定の様式は、各担当課、市民情報コーナー(市役所・各支所)にあります。市ホームページからダウンロードもできます
※専用ホームページからの提出は、市ホームページを確認してください
対象 次のいずれかに該当する人
●市内に在住または在勤・在学の人
●市内に事務所・事業所がある個人・法人・団体
●本市に納税義務がある人
●この事案に利害関係がある人



▲市ホームページ

市民スポーツの日 施設の無料開放

期日 2月4日(日)
時間 午前9時～午後5時
対象 市内に在住または在勤・在学の人
申し込み 当日直接会場へ
※あずま総合運動公園テニスコートの利用はあずま運動施設管理事務所へ



▲詳しくは市ホームページへ

会場・問い合わせ

- アイオーしんきん伊勢崎アリーナ(市民体育館)、市陸上競技場、第二市民体育館=華蔵寺公園運動施設管理事務所(☎23-7015)
- 赤堀体育館、赤堀剣道場、あかぼり運動公園テニスコート=あかぼり運動施設管理事務所(☎62-1930)
- あずま総合運動公園テニスコート=あずま運動施設管理事務所(☎62-7271)
※境体育館は耐震工事のため利用できません